

2022年度 当社取締役会の実効性評価結果の概要について

1. 取締役会の実効性評価の実施

当社は、「三菱ケミカルグループ・コーポレートガバナンス基本方針」において、取締役会は毎年その実効性を評価し、結果の概要を開示すると定めております。2022年度の実効性評価の方法及び結果の概要は、以下のとおりです。

2. 評価方法・プロセス

2022年度における、取締役会の実効性評価の具体的な評価方法・プロセスは以下のとおりです。

- 2023年3月から4月にかけて、第三者機関（㈱ボードアドバイザーズ）による評価を実施。評価手法は、全取締役を対象とした以下の項目によるアンケート調査（各項目を5段階（一部を除く）で評価するほか、コメントを記載する形式）及び取締役1人当たり約1時間のインタビュー並びに第三者機関の専門的知見に基づく評価
 - 全体評価
 - 取締役会の構成
 - 取締役会の事前準備
 - 取締役会の運営
 - 取締役会での討議
 - 各委員会のあり方
 - 執行の監督態勢
 - 議案の重要度と議論量のギャップ分析
(議案の重要度、議論量を各々10段階で評価の上、そのギャップを分析)
- 取締役会において、実効性評価結果に基づき、前年度の評価結果との比較や課題への取り組み状況も踏まえて、当社取締役会の現状及びさらなる向上のための対応方針について議論（2023年6月）
- 取締役会議長が、今後の取り組み内容について、取締役会における議論も踏まえた結果を取締役に報告（2023年6月）

3. 評価結果の概要及び今後の取り組みについて

(1) 評価結果の概要

第三者機関による取締役会の実効性評価結果の概要は以下のとおりです。

- 当社取締役会は、経営改革を進めるなか、指名委員会等設置会社として、執行への権限移譲を適切に進めつつ、取締役会の実効性を着実に高めつつあることが確認された。

- 昨年度の実効性評価での指摘事項のうち、以下につき一定の改善が確認された。
 - モニタリングボードとしての役割認識の共有
 - 取締役間のコミュニケーション機会の充実
 - 組織監査体制の確立に向けた監査委員会機能の強化
- 大胆な構造改革と成長戦略を実現するために外部から招聘した現 CEO が就任 3 年目を迎えるなか、企業価値向上と持続的な成長を果たすために、取締役会は、以下の重点課題への対応が望まれる。
 - モニタリングの強化
 - 戦略議論の充実
 - 指名委員会の実効性向上

(2) 今後の取り組みについて

取締役会における議論の成熟度の向上に伴い、実効性に対する各取締役の期待値も上昇するなか、上記の評価結果及びそれを受けての取締役会における議論も踏まえ、以下の内容に取り組むこととします。また、取り組み状況について期中に、取締役会において進捗を確認します。

- モニタリングの強化
 - 事業ポートフォリオに関する議論及び中期経営計画進捗のモニタリングの充実
 - 個別重要案件の早期段階での議論及びその進捗の確認
 - 取締役間の情報の非対称性の遮断
- 戦略議論の充実
 - 重要な審議テーマの決定及び審議スケジュールの明確化
 - オフサイトミーティング等を活用した審議時間の確保
- 指名委員会の実効性向上
 - CEO の年度目標の設定及びパフォーマンスレビューとその審議の充実
 - 取締役会の多様性の確保及び社外取締役の員数の適正化に向けた議論
 - CEO のサクセッションプランの策定及びその他の執行役のサクセッションプランの検討
 - 取締役会との情報共有の深化

4. 前回の実効性評価を受けた取り組み

2021 年度の実効性評価結果及び各取締役からの指摘を踏まえ、以下の取り組みを実施しました。

- 取締役会の監督機能の一層の明確化及びそれを具現化するアジェンダの設定。同機能を踏まえたスキルマトリックス・取締役の属性等の議論の継続。
 - 執行役の業務執行状況の取締役会への報告を拡充しました。
 - 指名委員会において、取締役会の構成について中長期の視点も踏まえ議論し、本年 6 月に取締役のスキルマトリックスを改定しました。
- 社外取締役の当社グループに対する理解を深化させるための執行役とのコミュニケーションの促進と相互の信頼感の醸成

- 社外取締役による事業所及び研究所の視察を再開し、製造・研究に携わる従業員との対話等を実施しました。
- 取締役連絡会や社外取締役連絡会において、執行役にプレゼンテーションする場を設け、取締役と直接議論する機会を増やしました。
- 取締役会と各委員会とのさらなる連携の強化（例：取締役会への報告の拡充等）
 - 各委員会による報告を定例議題とし、取締役会での情報共有及び議論の機会を増やしました。
- 当社グループの内部監査部門の当社への一元化及び監査委員会事務局機能の拡充を踏まえた適正かつより効率的な組織監査の実施
 - 内部監査部門と連携した組織監査体制が定着しつつある中、監査委員による執行部門へのヒアリングも継続する等、監査機能の強化を図りました。
 - 適正かつ効率的な組織監査の観点から、監査委員会の運営を一部見直しました。

当社は、今回の取締役会の実効性評価結果及び各取締役からの様々な提言を踏まえ、引き続き取締役会の実効性向上に取り組んでいきます。

以上